

- (1) いわゆるコンソーシアム方式（現行制度下において加入光ファイバ1芯（シェアドアクセス方式）を接続事業者同士で共同利用し当該事業者同士で費用を負担すること）による加入光ファイバの円滑な利用が図られるよう必要な取組を行うこと。
- (2) 情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成23年3月29日）において「分岐単位接続料の設定の適否については、（中略）更なる多角的な調査・審議を継続し、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとする」とされたことを踏まえ、分岐単位接続料の設定の適否に関する検討に際しては、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく、議論の深化・結了に向けた誠実な対応を行うこと。
- (3) 1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、予見可能性を高める観点から、平成23年度から平成25年度までの半期ごとの状況について各期間経過後2ヶ月以内に総務省に報告すること。
- (4) 1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、コスト削減インセンティブを確保する必要性から、需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取組について、平成24年度接続料に係る乖離額の補正申請時まで総務省に報告すること。
- (5) 接続事業者によるダークファイバ（シェアドアクセス方式）利用の円滑化に資するよう、光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に関し、必要な取組を行うこと。